

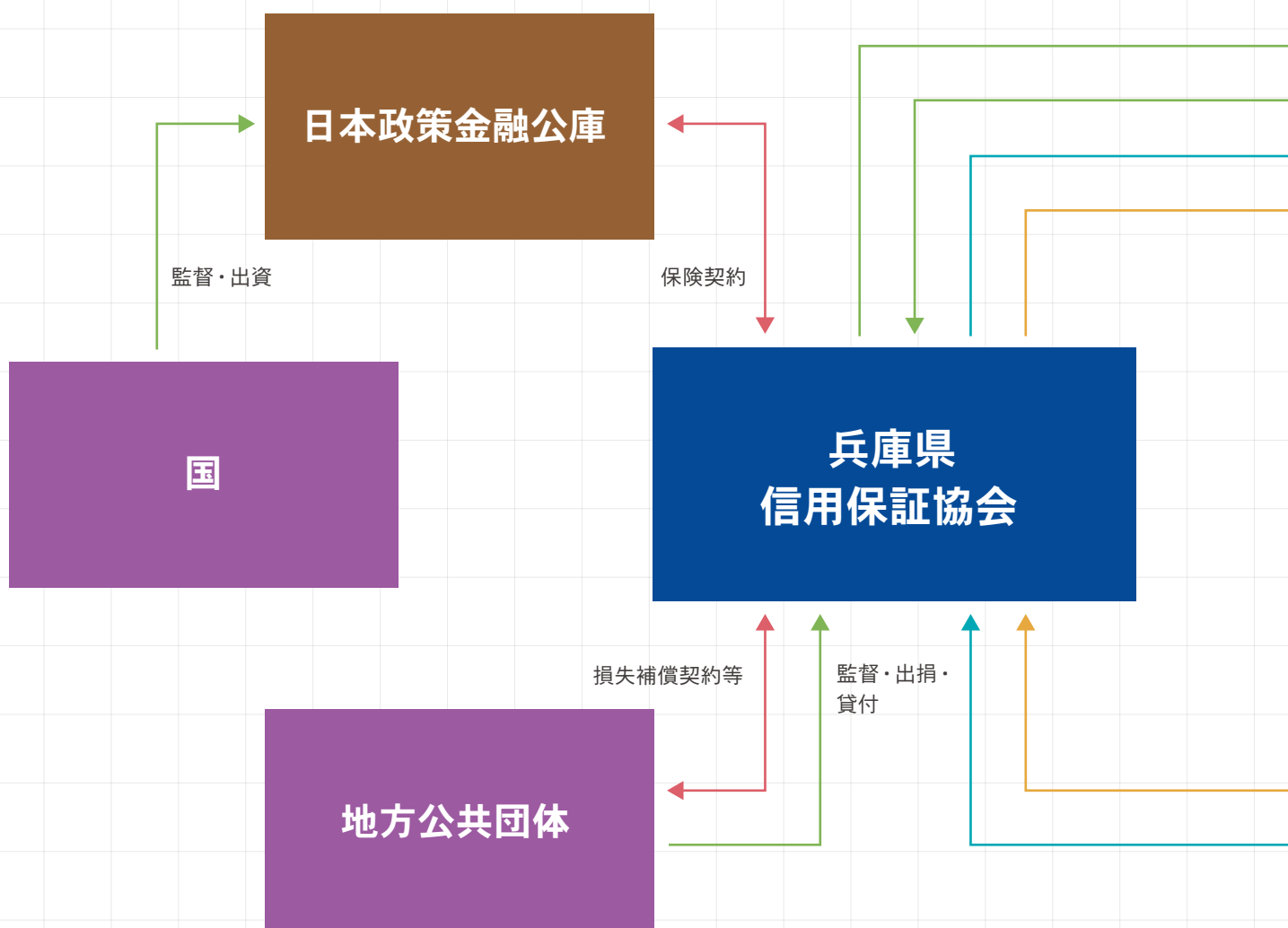
信用補完制度

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金等を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクへの資金的な裏付けを行います。さらに、信用保険制度により代位弁済に伴う保証協会のリスクをカバーし、負担を軽減することで、より広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、円滑な中小企業金融に貢献しています。



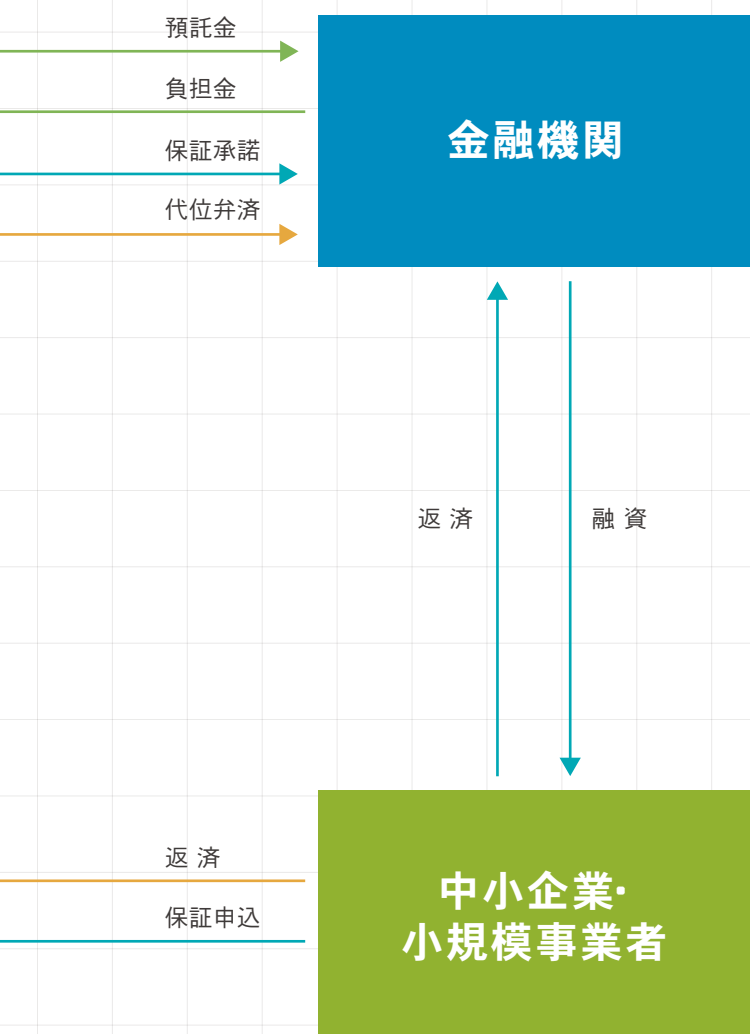
信用補完制度とは 「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です

信用保証制度

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者等へ円滑に資金供給を行っています。その際、信用保証協会は中小企業者等から保証料を受領し、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対して代位弁済を行います。

信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結んでいます。万一、保証付融資が返済不履行になった場合、信用保証協会は金融機関に対して代位弁済を行います。この代位弁済額のうち一定の金額について、信用保証協会は日本政策金融公庫から保険金として受領し、その後、回収に応じて返納しています。



県・市町と信用保証協会との関係

県および24市4町では、県内中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性・ニーズ等に応じた融資制度を実施しています。

融資制度によっては、当協会と県・市町との間に損失補償契約を締結しています。万一、代位弁済となった場合、当協会は損失補償金を県・市町から受領し、その後、回収に応じて返納しています。

県は、当協会を通じて取扱金融機関へ資金の預託(令和元年度1,455億49百万円)をしています。この預託は、融資制度の積極的な実施と低金利貸出のための原資となります。

- 融資実行・返済までの流れ
- 中小企業者等が借入金を返済できなくなった時の流れ
- 監督・出資・貸付等
- 保険契約等

信用保証制度と信用保険制度

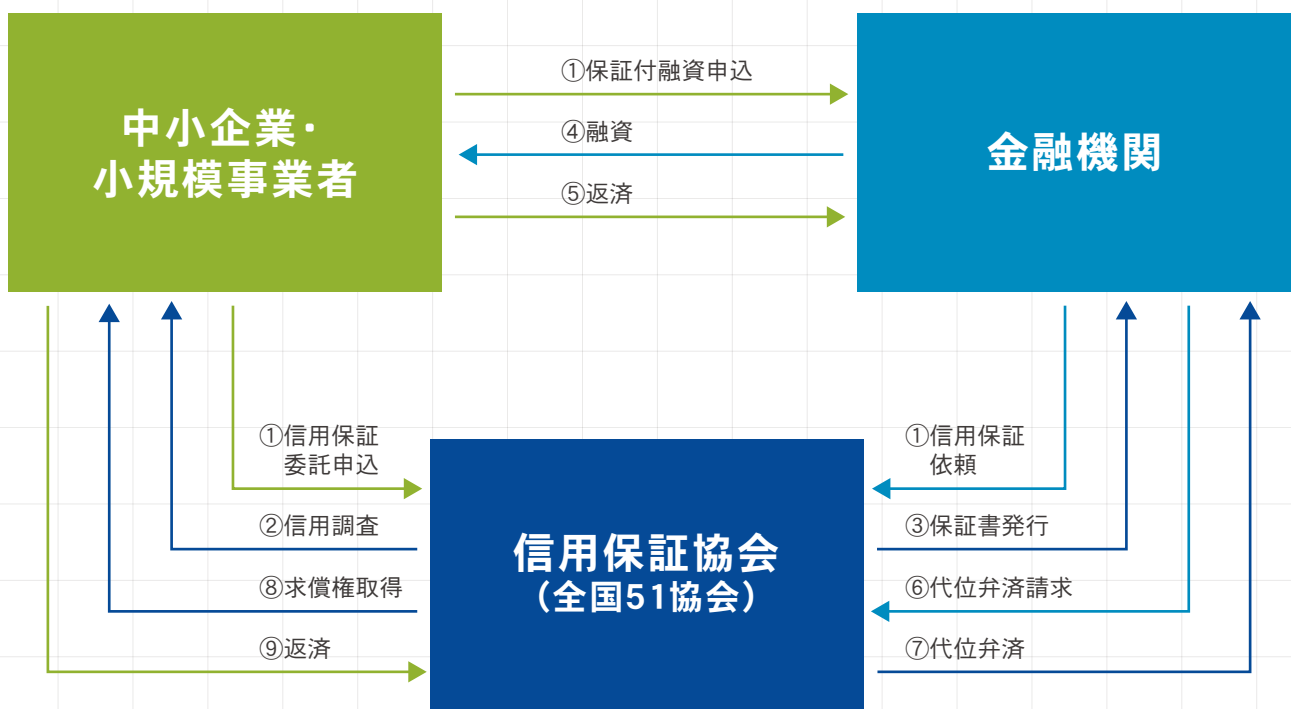
信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会（以下「保証協会」）の三者となります。

- ①中小企業等が金融機関を経由して保証協会に信用保証委託申込をします（保証協会へ直接申込むことも可能です。また、市町の商工担当部署や商工会・商工会議所などでも取扱っています）。
- ②保証協会は申込のあった中小企業等について信用調査をします。
- ③保証協会が審査の結果、信用保証が適当と認めたときは金融機関に対し保証書を発行します。
- ④金融機関は保証書に基づき中小企業等に融資を行います。このとき、中小企業等には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤中小企業等は融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金の返済をします。
- ⑥中小企業等が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦保証協会は金融機関からの請求に基づき、中小企業等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧保証協会は中小企業等に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨中小企業等は保証協会に対して返済をします。

※⑥～⑨は債務不履行が発生した場合

※保証付融資については保証協会と金融機関が適切な責任共有を図っています。詳細につきましては、24ページ「責任共有制度について」をご覧ください。



信用保険制度のしくみ

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」）と信用保証協会（以下「保証協会」）の二者です。

- ①日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は保証協会の保証に対して保険を引受けます。
- ②保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤保証協会は代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。



■平成30年4月から新しい信用保証制度がスタートしました

I.信用保証制度見直しの経緯

信用保証制度の見直しについては、平成27年11月以降、「中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループ」において検討され、平成28年12月20日に最終報告書が取りまとめられました。本検討を受け、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に成立し、平成30年4月1日から施行されました。

II.信用保証制度見直しに関する考え方

信用保証制度は、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）の資金繰りを支える重要な制度であり、中小企業者がライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要（小口、創業、事業承継等）や大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた場合における資金需要等に一層対応できるものとしていくことが重要です。

このため、中小企業者の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して経営支援を強化することで、中小企業者の経営改善・生産性向上を一層進める仕組みを構築することが必要であるという考え方の下、見直しが行われました。

III.信用保証制度見直しの概要

1.中小企業の多様な資金調達に対するきめ細やかな対応

- | | | |
|-------------------|----------------------------|---------------|
| (1) 危機関連保証の創設 | (2) 小規模事業者への支援拡充 | (3) 創業関連保証の拡充 |
| (4) 特定経営承継関連保証の創設 | (5) 経営改善・事業再生の促進、再チャレンジ支援等 | |
| (6) 円滑な撤退支援 | (7) 信用保証協会による出資ファンドの対象拡大等 | |

2.信用保証協会と金融機関の連携による経営支援

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| (1) 信用保証協会と金融機関の連携 | (2) 信用保証協会による経営支援 |
| (3) セーフティネット保証5号について、金融機関との責任共有を導入 | |